

令和5年度版

農地中間管理機構を 活用してみませんか

未来の農業経営のため、
安心して農地の貸借ができる
システムです！



NPO法人 とくしまコウノトリ基金提供

農地中間管理事業は

- ◎農業経営の規模拡大・農用地の集団化及び新規参入を促進します。
- ◎農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図ります。

徳島県農地中間管理機構は
「知事の指定」を受けて農地の貸借を進めています。

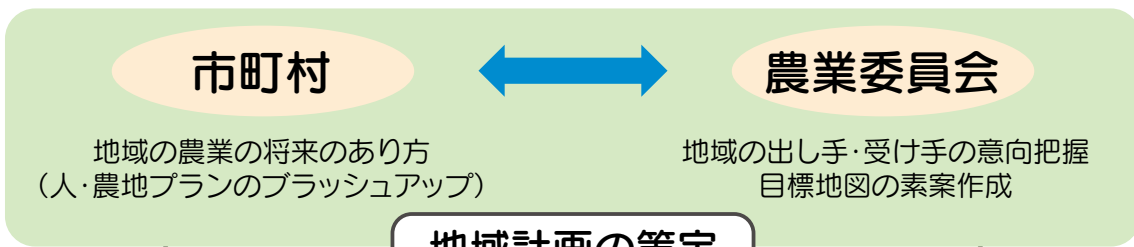
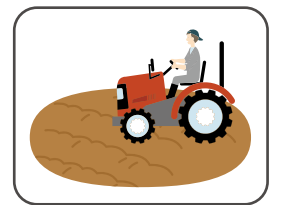
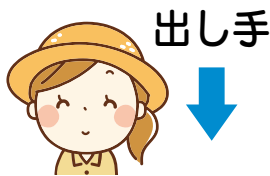


農地中間管理機構とは

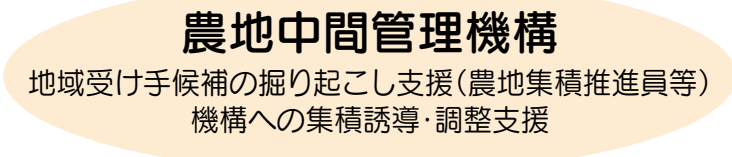
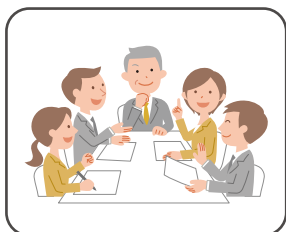
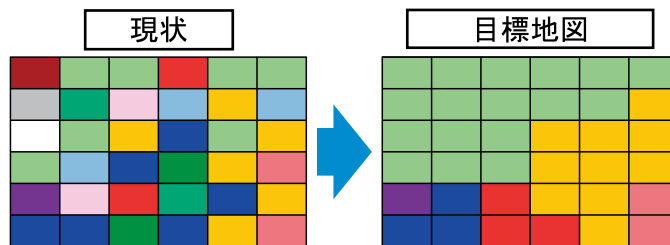
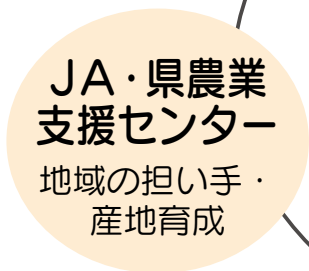


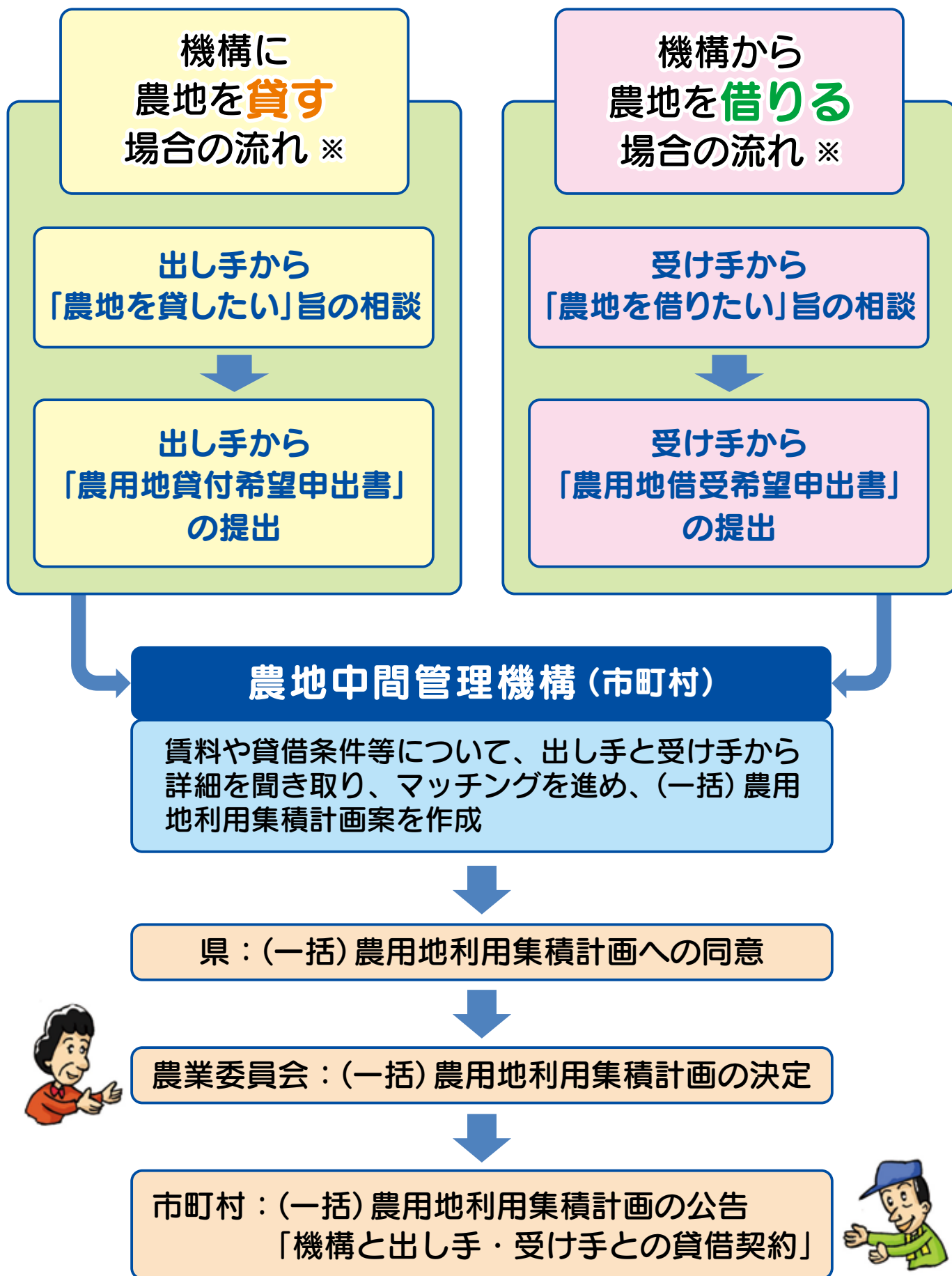
農用地等を貸したいという農家(出し手)から農用地等の有効利用や農業経営の効率化を進める意欲ある担い手(受け手)へ農地の集積と集約化を支援している組織です。徳島県では公益財団法人徳島県農業開発公社が農地中間管理機構に指定されています。

機構を通じた農地の貸し借りの新たなしくみ



地域計画の策定





※この流れは、市町村が策定する「地域計画」策定までの流れとなります。

機構集積協力金

農地中間管理事業により農地を貸し付けた地域や貸し手に対する支援制度です。

1 地域集積協力金

- 地域計画の区域（令和5年度及び令和6年度においては、地域計画の策定に向けた協議の場が設けられている区域を含む。）を対象として、地域内のまとまった農地を農地中間管理機構（以下「機構」）に貸し付け、担い手への農地集積・集約化を図る場合に協力金を交付します。
- 同一年度内で（1）と（2）の重複交付が可能です。

(1) 集積タイプ

1 交付対象

機構を活用して担い手への農地集積等に取り組む地域

2 交付要件

交付対象面積のうち、「1割以上」が新たに担い手に集積されることが確実であること。ただし、担い手が不足する地域など、一定の条件の下で割合が1/2に緩和されることがあります。

3 交付単価

地域の農地面積のうち、機構を活用して担い手に貸し付けられた面積の割合（活用率）に応じて、以下の単価に基づき地域に交付

	機構の活用率		交付単価
	一般地域	中山間地域	
区分1	20%超40%以下	4%超15%以下	1.0万円/10a
区分2	40%超70%以下	15%超30%以下	1.6万円/10a
区分3	70%超80%以下	30%超50%以下	2.2万円/10a
区分4	80%超	50%超	2.8万円/10a
区分5	—	80%超	3.4万円/10a

※上記は令和5年度の予定単価です。

(2) 集約化奨励金

1 交付対象

機構からの転貸により、農地の集約化を図る場合に奨励金を交付します。

2 交付要件（翌々年までに満たすこと）

区分1：地域の農地面積に占める同一の耕作者の1ha以上（中山間地域及び果樹園は0.5ha以上、以下同じ）の団地面積の割合が10ポイント以上増加すること

区分2：地域の農地面積に占める同一の耕作者の1ha以上の団地面積の割合が20ポイント以上増加すること。

区分3：地域の農地面積に占める同一の耕作者の1ha以上の団地面積が30%以上の地域において、1団地当たりの平均面積が1.5倍以上となること。

3 交付単価

	地域の団地面積の割合	地域の1団地当たりの平均面積	交付単価
区分1	10ポイント以上増加		1万円/10a
区分2	20ポイント以上増加		3万円/10a
区分3	—	1.5倍以上増加	3万円/10a

※上記は令和5年度の予定単価です。

4 交付対象面積

・機構からの転貸面積の内、新たに団地化した面積

2 経営転換協力金

経営転換する農業者及びリタイヤする農業者等に対して協力金を交付します。

1 交付対象

機構を通じて、自作地を担い手に貸し付ける農業者（農地の相続人で農業経営を行わない者を含む）。ただし、令和5年度は、地域集積協力金と一体的に取り組む場合についてのみ対象となります。

2 交付要件

農地を10年以上機構に貸し付けること等

3 交付単価

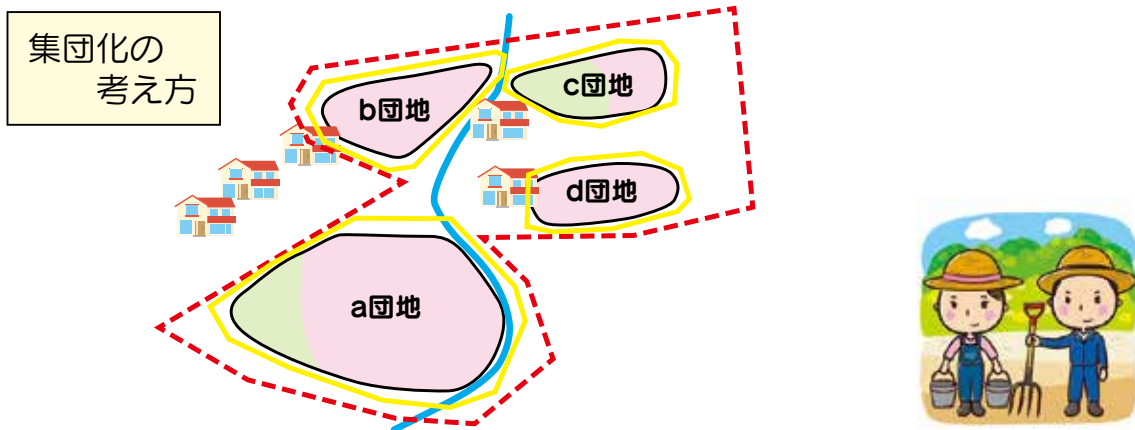
1万円/10a（上限額25万円/戸）※左記は令和5年度の予定単価です。

農地中間管理機構農地整備事業について

農地中間管理機構は、農地中間管理事業を通して経営規模の拡大、効率的な土地利用を推進しており、**県や土地改良事業団体連合会**と協力しながら、**農地中間管理機構関連農地整備事業**の実施を応援しています。

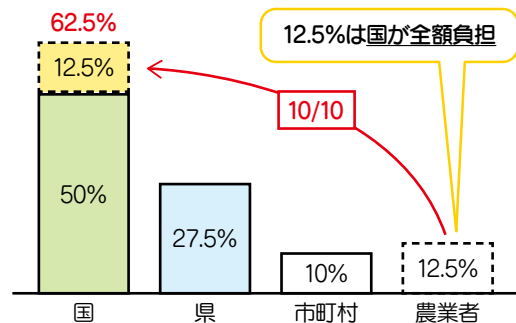
機構関連農地整備事業の5要件

- ① 事業対象農地の全てについて、農地中間管理権が設定されていること
- ② 農地整備する各団地の合計面積が10ha以上(中山間地域では5ha以上)あり、かつ、各団地が1ha以上の固まりとなっていること
- ③ 農地中間管理権の設定期間が、事業の公告から15年以上あること
- ④ この事業の実施により、担い手への農地の集団化率が80%以上になること
- ⑤ この事業により、事業実施地域の収益性が20%以上向上すること



機構関連農地整備事業のメリット

- ◎ ほ場整備により管理しやすい農地になり、農地の流動化が進み、担い手の育成が進む
- ◎ 機構集積協力金の交付
- ◎ 固定資産税の軽減措置(5年間1/2に)
- ◎ 農家の自己負担なしで、ほ場整備が実施可能！
従来の農家費用負担分(12.5%)の全額を国が負担する



◎ 県がほ場整備工事を実施

現在実施地区：阿南市(芳崎、長生中央、黒地、八幡)、小松島市(和田島、黒地)

農地を貸したい方へ

農用地貸付希望申出書記載例

様式第1号

受付印

農用地貸付希望申出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

公益財団法人 徳島県農業開発公社代表理事 殿
市町村農地中間管理事業担当課長 殿

住 所 徳島市北佐古一番町5番12号

【フリガナ： トクシマ ノウチ 】

氏 名 徳島 農地

電話番号 088(624)7247

私は、次の農用地等を貸付希望地として申出ます。
なお、申出た農用地の管理及び申請書記載データの公開等に関しては、下記に記載の事項について承諾等しています。

- 登録申請する農用地等
別添「貸付希望農用地リスト」のとおり
- 農用地等の利用方法等にかかる希望
貸付希望農用地の利用方法等にかかる私の希望は次のとおりです。

該当する項目に○印を付けてください

<input type="radio"/>	農地の利用方法に制約をつけたい（形状を変えずに利用してほしい等）
<input type="checkbox"/>	農地の利用方法に制約をつけない
<input type="radio"/>	賃料について具体的な希望がある
<input type="checkbox"/>	賃料は、0円がかまわない
<input type="checkbox"/>	※上記以外のことで具体的な希望等があれば記入してください 地域外の担い手への貸付も可能です。

- 申出た農用地等の管理
農地中間管理機構（以下「機構」）の農地中間管理事業（以下「機構事業」）による手続きで、「借受希望者」が見つかるまでの間は、所有者が自ら農用地を管理してください。
借受希望者が見つからない場合、本登録申請による有効期間は地域計画が策定されるまでとします。
また、対象は市街化区域以外の農地ですのでご注意ください。
- 申出書記載データの公開
本申出書に記載の情報は、機構事業実施のため、必要に応じ、機構事業に関係する機関、団体、個人へ「情報開示」されることについてご了承ください。また、農用地の所在、面積、登記地目については、当公社のホームページで公表されることがありますのでご了承ください。
上記については、申出書を受理した時点で了承があったものとさせていただきます。
- 土地改良事業の施行に関する説明と確認
15年以上の借受期間を設定した農用地等については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがあります。

（上記確認しました。 チェック ）

農地を貸したい方へ

農用地貸付希望申出書記載例

(様式第 1 号の添付書類)

貸付希望農用地リスト

1 貸出希望者

氏名	住所	電話番号
【フリガナ： トクシマノウチ 徳島 農地】	徳島市北佐古一番町5番12号	088 - 624 - 7247

2 貸出希望農用地

農地 番号	農地の所在地等			地番	面積(m ²)	地目	栽培作物	収穫量(kg/10a)
	市町村	大字	字					
1	徳島市	〇〇	△△	123	2,600	畑	ほうれん草	1,000
2	徳島市	〇〇	□□	145	2,000	田	水稲	490
3	徳島市	〇〇	□□	146	2,000	田	水稲	490

貸出希望圃場の
主な作目の
平均収量を記
入する

3 貸出希望、賦課金等

農地 番号	貸出の希望 (千円)			賦課金及び農地等の状況			
	希望年数	最低賃料	希望賃料	隣接道路幅員等	賦課金等の金額	未相続地	隣接する農地の番号
1	10	5	7	15m	改良区他 5,000円		-
2	10	20	20	3m	改良区他 10,000円		3
3	10	20	20	3m	改良区他 10,000円		2

貸出希望賃料
は1筆毎の金
額を記入する

貸出希望圃場1
筆ごとの改良区
賦課金、水利費
等を記入する

(注1) 希望年数は原則として10年以上としています

(注2) 未相続地(相続できていない農地)に該当する場合は○印を記入してください。

なお、この事業で未相続地の貸借を希望する場合は、相続権の過半を占める相続人の同意が必要です。

4 その他特記事項 ※現在貸借等を行っている場合は、相手方、終期、賃料等を記載してください。

5 マッチングに基づき借受を予定している者の氏名及び農地番号 ※この欄は市町村が記入します

※当該農地の地番等が確認できる書類(農家台帳の写し、固定資産課税台帳記載事項証明書等の写し等)を添付してください。

農地を借りたい方へ

農用地借受希望申出書記載例

様式第3号

受付印

農用地借受け希望申出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

公益財団法人
徳島県農業開発公社代表理事 宛

農地中間管理事業に係る農用地の借受けを希望しますので、次のとおり申し上げます。
なお、この申出書の記載の情報は、機構事業実施のため、必要に応じ、機構事業に係る機関、団体、個人へ「情報開示」されることを承諾します。

記

1 申込者

氏名 (法人名・ 代表者名)	(フリガナ) トクシマ タロウ 徳島 太郎
住所	〒770-0011 徳島市北佐古一番町5-12
生年月日 (個人)	昭和〇〇年〇〇月〇〇日 (△△才) (男・女)
法人の場合	設立年月日 年 月 日 構成員 名
連絡先	電話 088 (624) 7247 携帯

2 借受希望者の現在の状況 (該当する項目を○印で囲んでください)

①「人農地プラン」に記載の地域の中心経営体 ②認定農業者 ③認定新規就農者 ④集落営農法人 ⑤基本構想水準到達者 ⑥担い手相互、担い手非担い手間での利用権の交換 ⑦新規参入者 (企業参入を含む) ⑧その他

3 借受けを希望する農用地の条件等

農用地等の場所	市町村名	〇〇市
農用地等の種類及び面積	田 30 a	畑 50 a 樹園地 a その他 () a
当該農用地で栽培しようとする農作物	1. 露地野菜(ニンジン) 2. 3.	
借受けを希望する期間	令和〇〇年〇月〇〇日 ~ 令和△△年〇月〇〇日 (10年間)	
希望する農地の条件 (基盤整備、灌排施設の有無、土質等)	灌排水施設があること	
(参考) 希望する賃料	年間10アールあたり 〇,〇〇〇円 ~ △,△△△円程度	
【農用地を借り入れる理由】 ※該当する項目を○印で囲んでください ① 規模拡大 ② 経営農地の集約化 ③ 新規参入 ④ その他		

(裏面へつづく)

農地を借りたい方へ

農用地借受希望申出書記載例

(裏面)

4 現在の農業経営状況

労働力の状況		家族労働力	3 人	雇用労働力	常雇	1人、	臨時	3人
経営の状況	作目・部門	面積(a)又は飼養頭羽数	農業施設、機械の所有状況		備 考			
①所有地	水稻	50.0	ハウス	a				
	カブ	40.0	トラクター					
	ニンジン	100.0	(64) 馬力	1 台				
			(27) 馬力	1 台				
			田植機					
			(6) 条植	1 台				
			() 条植	台				
	(小計)	190.0	コンバイン	台				
②借入地	水稻	50.0	(3) 条刈	1 台				
	ニンジン	200.0	() 条刈	台				
			その他					
			ニンジン掘り取り機	1 台				
			動力噴霧器	1 台				
	(小計)	250.0	洗浄機	1 台				
③作業受託			トラック	1 台				
		(小計)						
合 計		440.0						

○ この借受け申出書は、地域計画が策定されるまで継続されます。

受 付 印

農用地貸付希望申出書

公益財団法人 徳島県農業開発公社代表理事 殿
 市町村農地中間管理事業担当課長 殿

令和 年 月 日

住 所 _____
 【フリガナ： _____】
 氏 名 _____
 電話番号 _____

私は、次の農用地等を貸付希望地として申出ます。
 なお、申出た農用地の管理及び申請書記載データの公開等に関しては、下記に記載の事項について承諾等しています。

- 1 登録申請する農用地等
別添「貸付希望農用地リスト」のとおり
- 2 農用地等の利用方法等にかかる希望
貸付希望農用地の利用方法等にかかる私の希望は次のとおりです。

該当する項目に○印を付けてください

	農地の利用方法に制約をつけたい（形状を変えずに利用してほしい等）
	農地の利用方法に制約をつけない
	賃料について具体的な希望がある
	賃料は、0円がかまわない
	※上記以外のことで具体的な希望等があれば記入してください

- 3 申出た農用地等の管理
農地中間管理機構（以下「機構」）の農地中間管理事業（以下「機構事業」）による手続きで、「借受希望者」が見つかるまでの間は、所有者が自ら農用地を管理してください。
借受希望者が見つからない場合、本登録申請による有効期間は地域計画が策定されるまでとします。
また、対象は市街化区域以外の農地ですのでご注意ください。
- 4 申出書記載データの公開
本申出書に記載の情報は、機構事業実施のため、必要に応じ、機構事業に関係する機関、団体、個人へ「情報開示」されることについてご了承ください。また、農用地の所在、面積、登記地目については、当公社のホームページで公表されることがありますのでご了承ください。
上記については、申出書を受理した時点で了承があったものとさせていただきます。
- 5 土地改良事業の施行に関する説明と確認
15年以上の借受期間を設定した農用地等については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがあります。

（上記確認しました。 チェック ）

切り取り線

(様式第 1 号の添付書類)

貸付希望農用地リスト

1 貸出希望者

氏名	住所	電話番号
【フリガナ：】		

2 貸出希望農用地

農地 番号	農地の所在地等							
	市町村	大字	字	地番	面積(㎡)	地目	栽培作物	収穫量(kg/10a)

3 貸出希望、賦課金等

農地 番号	貸出の希望 (千円)			賦課金及び農地等の状況			
	希望年数	最低賃料	希望賃料	隣接道路幅員等	賦課金等の金額	未相続地	隣接する農地の番号

(注1) 希望年数は原則として10年以上としています

(注2) 未相続地(相続できていない農地)に該当する場合は○印を記入してください。

なお、この事業で未相続地の貸借を希望する場合は、相続権の過半を占める相続人の同意が必要です。

4 その他特記事項 ※現在貸借等を行っている場合は、相手方、終期、賃料等を記載してください。

--

5 マッチングに基づき借受を予定している者の氏名及び農地番号 ※この欄は市町村が記入します

--

※ 当該農地の地番等が確認できる書類(農家台帳の写し、固定資産課税台帳記載事項証明書の写し等)を添付してください。

受 付 印

農用地借受け希望申出書

令和 年 月 日

公益財団法人
徳島県農業開発公社代表理事 宛

農地中間管理事業に係る農用地の借受けを希望しますので、次のとおり申し出ます。
なお、この申出書の記載の情報は、機構事業実施のため、必要に応じ、機構事業に係る機関、団体、個人へ「情報開示」されることを承諾します。

記

1 申込者

氏名 (法人名・代表者名)	(フリガナ) ⑩
住所	〒
生年月日 (個人)	昭和 平成 年 月 日 (才) (男 女)
法人の場合	設立年月日 年 月 日 構成員 名
連絡先	電話 () 携帯

2 借受希望者の現在の状況 (該当する項目を○印で囲んでください)

①「人農地プラン」に記載の地域の中心経営体 ②認定農業者 ③認定新規就農者 ④集落営農法人 ⑤基本構想水準到達者 ⑥担い手相互、担い手非担い手間での利用権の交換 ⑦新規参入者 (企業参入を含む) ⑧その他

3 借受けを希望する農用地の条件等

農用地等の場所	市町村名		
農用地等の種類及び面積	田 a	畑 a	樹園地 a その他 () a
当該農用地で栽培しようとする農作物	1.	2.	3.
借受けを希望する期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (年間)		
希望する農地の条件 (基盤整備、灌排施設の有無、土質等)			
(参考) 希望する賃料	年間10アールあたり 円 ~ 円程度		
【農用地を借り入れる理由】 ※該当する項目を○印で囲んでください ① 規模拡大 ② 経営農地の集約化 ③ 新規参入 ④ その他[]			

(裏面へつづく)

切り取り線

(裏面)

4 現在の農業経営状況

労働力の状況	家族労働力	人	雇用労働力	常雇	人、	臨時	人
経営の状況	作目・部門	面積(a)又は飼養頭羽数	農業施設、機械の所有状況		備考		
①所有地			ハウス		a		
			トラクター				
			()馬力		台		
			()馬力		台		
			田植機				
			()条植		台		
			()条植		台		
		(小計)		コンバイン		台	
②借入地			()条刈		台		
			()条刈		台		
			その他				
		(小計)					
③作業受託							
		(小計)					
合計							

○ この借受け申出書は、地域計画が策定されるまで継続されます。

切り取り線

農地中間管理事業の市町村受付相談窓口

農地中間管理事業のご相談は、お住まいの市町村又は、
徳島県農地中間管理機構までお願いします

市町村名	窓口担当	電話番号
徳島市	農林水産課	088-621-5246
鳴門市	農林水産課	088-684-1153
小松島市	農林水産課	0885-34-9292
阿南市	農林水産課	0884-22-1598
吉野川市	農林業振興課	0883-22-2223
阿波市	農業振興課	0883-36-8720
美馬市	農林課	0883-52-5609
三好市	農林政策課	0883-72-7617
勝浦町	農業振興課	0885-42-1505
上勝町	産業課	0885-46-0111
佐那河内村	産業環境課	088-679-2115
石井町	産業経済課	088-674-1118
神山町	産業観光課	088-676-1118
那賀町	農業振興課	0884-62-3776
牟岐町	産業課	0884-72-3419
美波町	産業振興課	0884-77-3617
海陽町	産業振興課	0884-73-4161
松茂町	産業環境課	088-699-8714
北島町	まちみらい課	088-698-9806
藍住町	建設産業課・産業支援室	088-637-3120
板野町	産業課	088-672-5994
上板町	産業課	088-694-6806
つるぎ町	産業経済課	0883-62-3114
東みよし町	産業課	0883-79-5345

徳島県農地中間管理機構（公益財団法人 徳島県農業開発公社）

〒770-0011 徳島市北佐古一番町5番12号JA会館
TEL 088-624-7247 FAX 088-624-8751
ホームページ <http://www.tokushima-kousha.jp>
メールアドレス home@tokushima-kousha.jp